

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
男女共同参画委員会運営規程

制定：平成27年5月27日

(名称)

第1条 この委員会は「日本輸血・細胞治療学会 男女共同参画委員会」(以下「本委員会」と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会(以下「学会」という。)において性別や職種にかかわらず、学会参加、資格取得およびその継続を支援することにより、学会の活性化に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 男女共同参画事業の推進及び支援
- (2) 調査研究活動に関する事項
- (3) 広報、啓発活動に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な業務

(構成)

第4条 委員会は、委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

- (1) 委員長は評議員の中から理事長が指名する。
- (2) 委員は学会員の中から委員長が選任する。
- (3) 委員長及び委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。
- (4) その他委員長が必要と認めた者をオブザーバーとする。

(審議)

第5条 審議は、原則として、総会及び秋季シンポジウムにあわせて開催される委員会で
行う。

- (1) 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。
- (2) 委員長又は委員長に委託された者は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(規約の変更)

第6条 この規程の変更は、本委員会にて採決をもって行う。

(附則)

1. 本委員会運営規程は平成27年5月27日から施行する。